

デジタル認証サービス API 利用規約

第1章 総則（第1条～第23条）

第2章 マイナンバー連携機能に関する特約（第24条～第31条）

第1章 総則

（目的）

第1条 本利用規約は、委託者がデジタル庁に対し、電子署名等確認業務を含むデジタル認証サービスに係る業務（以下「本業務」といいます。）を委託し、デジタル庁が提供するデジタル認証サービスに係る API を利用するに当たっての諸条件などを定めることを目的とします。

（定義）

第2条 本利用規約で使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。

- (1) 「デジタル認証サービス」とは、行政機関等又は民間事業者からの依頼を受け、マイナンバーカード（スマートフォンに組み込まれた利用者証明用電子証明書、署名用電子証明書及びカード代替電磁的記録を含みます。以下同じです。）の読み取り等若しくは検証等又は当該読み取り等若しくは当該検証等に係る情報の連携を行うサービスをいいます。
- (2) 「デジタル認証サービス API」とは、別表に掲げる API であり、委託者が利用するものをいいます。以下「本 API」といいます。
- (3) 「4 情報等連携機能」とは、認証サービス（別表項番 1 に定義します。）及び署名サービス（別表項番 2 及び 3 に定義します。）に含まれる機能であって、委託者からの依頼を受け、利用者のマイナンバーカードの 4 情報及び顔写真の読み取り等及び当該読み取り等に係る情報の連携を行う機能をいいます。
- (4) 「マイナンバー連携機能」とは、委託者からの依頼を受け、マイナンバーカードの券面事項入力補助アプリケーション又はカード代替電磁的記録により、利用者のマイナンバーカードに記録された個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「マイナンバー法」といいます。）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいいます。以下同じです。）の読み取り及び当該個人番号の連携を行う機能をいいます。
- (5) 「特定個人情報」とは、マイナンバー法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報をいいます。
- (6) 「特定個人情報等」とは、個人番号及び特定個人情報をいいます。
- (7) 「個人番号利用事務等」とは、マイナンバー法第 10 条第 1 項に規定する個人番号利用事務等をいいます。
- (8) 「委託者」とは、デジタル庁に対し、本業務を委託し、本 API を利用する行政機関等又は民間事業者をいいます。
- (9) 「行政機関等」とは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法

律（平成 14 年法律第 151 号）第 3 条第 2 号に規定する行政機関等及び裁判所をいいます。

(10) 「民間事業者」とは、法人その他の団体であつて、事業を行うもの（行政機関等を除きます。）をいいます。

(11) 「電子署名等確認業務」とは、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）（以下「公的個人認証法」といいます。）第 17 条第 1 項第 6 号に規定する確認の業務をいいます。

(12) 「本 API 仕様書」とは、デジタル認証サービス開発者向けドキュメントをいいます。

(13) 「委託希望者」とは、委託者となることを希望する者をいいます。

(14) 「事前準備契約」とは、第 4 条に定めるところにより、委託希望者とデジタル庁との間で成立する、事前打合せ及び接続確認環境試験の実施を内容とする契約をいいます。

(15) 「事前打合せ」とは、委託希望者とデジタル庁との間で、第 5 条に基づき行われる打合せをいいます。

(16) 「接続確認環境試験」とは、委託者が本 API の接続確認環境を用いて本 API との接続確認等を行う試験であつて、別途デジタル庁が定める内容のものをいいます。

(17) 「本番環境試験」とは、委託者が本 API の本番環境を用いて本 API との接続確認等を行う試験であつて、別途デジタル庁が定める内容のものをいいます。

(18) 「本契約」とは、第 7 条に定めるところにより委託者とデジタル庁との間で本利用規約に基づき成立する、委託者のデジタル庁に対する本業務の委託及び本 API の利用を内容とする契約をいいます。

(19) 「委託者等」とは、委託希望者及び委託者をいいます。

(20) 「本契約等」とは、事前準備契約及び本契約をいいます。

(21) 「本特約」とは、第 2 章に定めるマイナンバー連携機能に関する特約をいいます。

（本 API の仕様等）

第3条 本 API の仕様等については、本 API 仕様書に定めます。

（事前準備契約の申込み及び成立）

第4条 委託希望者は、本利用規約を事前準備契約の内容とすることに同意した上で、本 API の利用に係る企画書とともに、別途デジタル庁が定める申込書その他必要書類を、デジタル庁に提出することにより、デジタル庁に対して事前準備契約の申込みを行うものとします。

2 前項の申込みに対し、デジタル庁が所定の方法で承諾した場合には、当該承諾時に事前準備契約が成立するものとします。

3 委託希望者は、事前準備契約の締結時及び事前準備契約の有効期間中、

以下の各号に掲げる事項をいずれも満たしていなければならないものとします。

- (1) 役員若しくは電子署名等確認業務を統括する者のうちに、公的個人認証法の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」といいます。）の規定、マイナンバー法の規定若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者がいないこと。
- (2) 公的個人認証法第17条第3項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者でないこと。
- (3) 提供する商品又は役務が、法令上必要とされる許認可等を取得済みであるなど、法令等及び公序良俗に違反しないこと。
- (4) 別途デジタル庁が定める情報セキュリティ要求事項を遵守すること。
- (5) 別途デジタル庁が定める秘密保持に関する事項を遵守すること。
- (6) その他デジタル庁が不相当と認める者でないこと。

（事前打合せ）

第5条 委託希望者は、接続確認環境試験を実施する前に、デジタル庁との間で、事前打合せを実施するものとします。

- 2 事前打合せにおいて、別途デジタル庁が定める方法により、前条第3項各号に掲げる事項をいずれも満たすことを明らかにするものとします。

（接続確認環境試験）

第6条 委託希望者は、前条に基づく事前打合せの実施後、デジタル庁に対し、別途デジタル庁が定める申請書を提出することにより、接続確認環境の利用の申請を行った上で、接続確認環境試験を実施するものとします。

（本契約の申込み及び成立）

第7条 委託希望者は、前条に基づき接続確認環境試験を実施した後、本APIの利用を希望する場合には、本利用規約を本契約の内容とすることに同意した上で、別途デジタル庁が定める申込書を提出することにより、デジタル庁に対して本契約の申込みをするものとします。

- 2 前項に基づく申込みに対し、デジタル庁が所定の方法で承諾した場合には、当該承諾時に、本契約が成立するものとします。

（本番環境試験）

第8条 委託希望者は、前条に基づく本契約の成立後、デジタル庁に対し、別途デジタル庁が定める申請書を提出することにより、本番環境の利用の申

請を行った上で、本番環境試験を実施するものとします。

（本業務の委託）

第9条 本契約において、委託者は、デジタル庁に対し、以下に掲げる業務を含むデジタル認証サービスに関する業務を委託し、デジタル庁はこれを受託するものとします。

- (1) 公的個人認証法第 36 条第 1 項に定める、利用者証明利用者が行った電子利用者証明について当該利用者証明利用者が当該電子利用者証明を行ったことを確認する業務
- (2) 署名サービスにあっては、委託者が行政機関等である場合に限り、公的個人認証法第 17 条第 1 項に定める、署名利用者から通知された署名用電子証明書について有効性を確認する業務
- (3) 4 情報等連携機能にあっては、個人番号カードの券面事項入力補助アプリケーション及び券面事項確認アプリケーション（個人番号カード等に関する技術的基準（平成 27 年総務省告示第 314 号）に規定する券面事項入力補助アプリケーション及び券面事項確認アプリケーションをいう。）又はカード代替電磁的記録（番号利用法第 2 条第 8 項に規定するカード代替電磁的記録をいいます。）により、個人番号カードの券面に記録された氏名、住所、生年月日及び性別並びに顔写真を連携する業務
- (4) 前各号の業務に付随する業務

（委託者の基準等）

第10条 委託者は、本契約締結時及び本契約の有効期間中、第 4 条第 3 項各号に掲げる事項をいずれも満たしていなければならないものとします。

（届出内容の変更等）

第11条 委託者等は、委託者等の名称、住所、連絡先、代表者の氏名その他本契約等の締結に際してデジタル庁に届け出た事項に変更が生じたときは、速やかに、別途デジタル庁が定める方法により変更内容を通知するものとします。

- 2 委託者等が前項の通知を怠ったことにより、デジタル庁から委託者等への連絡、通知等が委託者に到達しなかった場合には、届出のあった住所又は連絡先に通常到達すべきであったときに到達したものとみなし、これにより委託者に損害が生じた場合であっても、デジタル庁はその責任を負いません。

（利用の停止・再開）

第12条 委託者等は接続確認環境試験若しくは本番環境試験の実施又は本 API の利用を停止又は再開しようとする場合には、あらかじめ、別途デジタル庁が定める方法により、利用の停止又は再開の届出を行うものとします。

(本契約等の解約)

第13条 委託者等は、別途デジタル庁が定める方法により 30 日前までに通知をすることで、本契約等を解約することができるものとします。

(禁止事項)

第14条 委託者等は、本 API に関し、以下の各号のいずれかに該当し、または該当するおそれのある行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本 API を本来の目的以外の目的で利用すること。
- (2) 本 API 又は本 API を利用可能にするために使用されるサーバー若しくはネットワークに対し、不正にアクセスすること。
- (3) 本 API の運用及び管理を妨害すること。
- (4) 法令等又は公序良俗に違反する行為をすること。
- (5) デジタル庁に提出する書類において虚偽の情報を記載すること又はデジタル庁に対して虚偽の情報を告知すること。
- (6) その他デジタル庁が不適切であると判断する行為をすること。

(知的財産権)

第15条 本 API に係る一切の著作物、発明、ノウハウ、アイデア、プログラム等（本利用規約、本 API 仕様書、デジタル庁ウェブサイト等で公開する文書等を含みます。以下、総称して「著作物等」といいます。）に関する特許権、意匠権、著作権、商標権等の知的財産権（知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）第 2 条第 2 項に定める「知的財産権」をいいます。以下同じです。）はデジタル庁に帰属します。

2 委託者等は、著作物等を、以下の各号のとおり取り扱うものとします。

- (1) 本 API を利用するためにのみ使用すること。
- (2) デジタル庁の承諾なく、複製、解析、改変、編集、頒布等を行わず、又はリバースエンジニアリングを行わないこと。
- (3) 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与若しくは譲渡又は担保権の設定をしないこと。
- (4) デジタル庁又はデジタル庁が指定する者が表示した著作権表示若しくは商標表示を削除若しくは変更しないこと。
- (5) その他著作物等に係るデジタル庁の知的財産権を侵害し又は侵害するおそれのある行為を行わないこと。

(利用停止・解除)

第16条 デジタル庁は、委託者等が本利用規約の定めに違反し又は違反するおそれがあると判断した場合には、事前に通告することなく、本 API の利用を一時的に停止し、又は本契約等を解除して、本 API の利用を完全に停止することができるものとします。

2 デジタル庁は、委託者等が本利用規約の定めに該当しないことを確認す

る必要があると判断した場合には、委託者等と協議の上、現地調査その他必要な調査を行うことができるものとします。

（免責事項）

第17条 デジタル庁は、本 API 又は本契約等に関連して委託者等に生じた損害について、デジタル庁の故意又は重過失によるものである場合を除き、責任を負わないものとします。

（利用可能時間及び利用の停止等）

第18条 本 API の利用可能時間は、原則として 24 時間 365 日とします。

2 デジタル庁は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、委託者等に対し、事前にデジタル庁のウェブサイト等に掲載して、本 API の利用の停止、休止又は中断をすることができるものとします。ただし、緊急を要する場合は、掲載することなく本 API の利用の停止、休止又は中断をすることができるものとします。

(1) 機器等のメンテナンスが予定される場合。

(2) 天災、事変、感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 1 項に定める感染症に限る）のまん延その他の非常事態が発生した場合。

(3) 本 API の重大な障害が発生した場合。

(4) その他、デジタル庁において、本 API の停止、休止又は中断が必要と判断した場合。

3 デジタル庁は、本 API の利用が著しく集中した場合には、本 API の利用を制限することができるものとします。

（本利用規約の変更）

第19条 デジタル庁は、必要があると認めるときは、あらかじめ委託者等へ通知をすることにより、本利用規約を変更することができるものとします。

2 本利用規約の変更を行う場合、デジタル庁ウェブサイトに掲載することにより公表するものとし、公表後直ちに、変更後の本利用規約の効力を生じるものとします。

3 本利用規約の変更を行った場合、委託者等は、変更後の本利用規約に従うものとします。

（本契約等の有効期間）

第20条 事前準備契約の有効期間は、契約締結日から 1 年後の応当日又は本契約の締結日のいずれか早い方の日までとします。

2 本契約の有効期間は、契約締結日から 1 年間とします。ただし、契約満了の 1 か月前までにデジタル庁又は委託者の双方より何らの意思表示のない場合、同じ条件でさらに 1 年間更新されるものとし、その後も同様とします。

(本契約等の終了後の措置)

第21条 解約、解除、有効期間の満了その他の事由の如何を問わず、本契約等が終了した場合には、委託者等及びデジタル庁は、機密情報、貸与した物品等及び本 API を通じて取得した個人情報等を遅滞なく相手方に返却し又は相手方の指示に従い削除等の措置を講じなければならないものとします。

(存続条項)

第22条 解約、解除、有効期間の満了その他の事由の如何を問わず、本契約等が終了した場合であっても、第 17 条（損害賠償）、第 21 条（本契約等の終了後の措置）、第 23 条（準拠法及び合意管轄裁判所）の規定は、引き続き効力を有するものとします。

(準拠法及び合意管轄裁判所)

第23条 本利用規約の準拠法は、日本法とします。

2 本 API 又は本契約等に関連して、委託者等とデジタル庁との間に生ずる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 2 章 マイナンバー連携機能に関する特約

(特約の趣旨)

第24条 本特約は、委託者がデジタル庁に対し、第 26 条第 1 項に規定する個人番号利用事務等の一部を委託し、デジタル庁が提供するデジタル認証サービスに係る API を利用するに当たっての諸条件などを定めることを目的とします。委託者は、本特約を本契約の内容に付加することに同意した上で、マイナンバー連携機能を利用するものとします。

(マイナンバー連携機能の利用に係る遵守事項)

第25条 委託者は、本特約の同意時及び本特約を含む本契約の有効期間中、第 4 条第 3 項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項をいずれも満たしていなければならないものとします。

(1) 個人番号利用事務等を実施する者であること。

(2) 委託者が第三者から委託を受けて個人番号利用事務等を実施する者である場合には、当該委託元から、次条第 1 項に基づく委託及び次条第 2 項に基づく再委託について許諾を得ていること。

2 委託者は、マイナンバー連携機能により取得した特定個人情報等を個人番号利用事務等の実施のためにのみ利用するものとし、それ以外の事務に利用してはならず、その他マイナンバー法及び個人情報保護法等の法令等の定めを遵守して取り扱わなければなりません。

3 委託者は、マイナンバー連携機能により特定個人情報等を取得するとき

は、第9条第1号及び第3号に規定する機能を用いて特定個人情報等の提供者の本人確認を行うものとします。

（個人番号利用事務等の一部の委託）

第26条 委託者は、第9条に基づきデジタル庁に委託する本業務として、次に掲げる個人番号利用事務等の一部（以下「本特約業務」といいます。）を追加的に委託し、デジタル庁はこれを受託するものとします。

（1）マイナンバー連携機能により、利用者のマイナンバーカードに記録された個人番号を連携する業務

（2）前号の業務に付随する業務

2 委託者は、デジタル庁が本特約業務の一部を、デジタル認証サービスに係るシステム等の運用及び保守を委託する契約相手方として公表する者（*）に次項に定める再委託等を行うことを許諾するものとします。

3 前項に定めるほか、デジタル庁は、本特約業務を再委託、再々委託及びそれ以降の委託（以下「再委託等」といいます。）をする場合には、事前に委託者の許諾を得るものとします。委託者が第三者から委託を受けて個人番号利用事務等を実施する者である場合には、委託者は、当該委託元からデジタル庁が再委託等の許諾を得るために必要な協力を合理的な範囲で行うこととします。

4 デジタル庁は、前二項に基づく再委託等の相手方（以下「再委託等先」といいます。）に対し、この特約に規定するデジタル庁の義務と同等の義務を負わせるものとします。

（*）デジタル庁における契約事業者等に関する情報（<https://www.digital.go.jp/procurement>）

（特定個人情報等の取扱いについて）

第27条 デジタル庁は、本特約業務に係る特定個人情報等（以下「本特定個人情報等」といいます。）を本特約業務の履行のためにのみ利用又は提供し、それ以外の目的のために利用又は提供しないこととします。

2 デジタル庁は、本特定個人情報等を本特約業務として委託者に連携するためにのみ一定時間保有し、当該連携の後は遅滞なく消去するものとします。

3 デジタル庁は、本特定個人情報等を第三者（当該本特約業務を委託した委託者自身及び委託者の許諾を得た再委託等先を除きます。）に提供又は漏えい、滅失、毀損（以下「漏えい等」といいます。）してはならないものとします。

4 デジタル庁は、本特定個人情報等の漏えい等の防止のため、適切な安全管理措置を講じるものとします。

5 デジタル庁は、本特約業務を実施するために必要がある場合を除き、本特定個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等の複写若しくは複製又は所定の作業場所からの持出しを行わないものとします。

6 デジタル庁は、本特定個人情報等の取扱いに関する責任者を設置すると

ともに、本特定個人情報等を取り扱う職員及び当該職員が取り扱う特定個人情報等の範囲等を明確化するものとします。

- 7 デジタル庁は、本特定個人情報等を取り扱う職員に対して、必要かつ適切な監督及び教育を行うものとします。

（漏えい等の通知等）

第28条 デジタル庁は、本特定個人情報等の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある場合（個人情報保護法第 68 条第 1 項又はマイナンバー法第 29 条の 4 第 1 項に定める報告の対象となる事態に限ります。）には、速やかに委託者に通知するとともに、委託者による当局への報告等のために必要な協力を行うものとします。

（本特約の遵守状況の報告等）

第29条 デジタル庁は、本特約の遵守状況（本特定個人情報等の管理の状況を含みます。）について、委託者が報告を求めたときは遅滞なく、又は 1 年に 1 回、書面等（電磁的記録を含みます。）により委託者に報告するものとします。

- 2 委託者は、前項に基づくデジタル庁からの報告の内容を踏まえ、必要があると認めるときは、当該報告その他本特約の遵守状況について、調査（実地検査を含みます。以下同じです。）することができ、デジタル庁は合理的な範囲で協力するものとします。なお、調査に要する費用は、委託者において負担するものとします。

（本特約の有効期間等）

第30条 本特約の有効期間は、本契約の有効期間と同様とします。

- 2 解約、解除、有効期間の満了その他の事由の如何を問わず、本利用規約の第 1 章を内容とする契約が終了した場合には、本特約も当然に効力を失うものとします。

（委託者による解除）

第31条 委託者は、デジタル庁が本特約に違反し又は違反するおそれがあると判断した場合には、デジタル庁に通知して、直ちに本特約を解除することができるものとします。

（その他）

第32条 本特約に定めのない事項については、本利用規約の第 1 章に定めるところによるものとします。なお、文脈上他の意味に解すべき場合を除き、本利用規約中「本契約」又は「本利用規約」とある部分については、本特約を含むものとします。

- 2 本特約と本利用規約の第 1 章との間で、異なる定めがある場合には、本特約が優先するものとします。

別表（第 2 条第 2 号関係） デジタル認証サービス API 一覧

項番	名称	内容
1	認証 API	認証サービス（委託者からの依頼を受け、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の読み取り等及び電子利用者証明の検証等並びに当該読み取り等及び当該検証等に係る情報の連携を行うサービスをいう。）に係る API をいう。
2	署名 API（行政機関等用）	行政機関等に提供される署名サービス（委託者である行政機関等からの依頼を受け、マイナンバーカードの署名用電子証明書の読み取り等及び署名用電子証明書の有効性確認等並びに当該読み取り等及び当該有効性確認等に係る情報の連携を行うサービスをいう。）に係る API をいう。
3	署名 API（民間事業者用）	民間事業者提供される署名サービス（委託者である民間事業者からの依頼を受け、マイナンバーカードの署名用電子証明書の読み取り等及び当該読み取り等に係る情報の連携を行うサービスをいう。）に係る API をいう。

制定 2024 年 6 月 24 日

改正 2026 年 8 月 25 日